

# 集中豪雨に備えましょう

## 大切な命を守るために

昨年の8月13日の夜から14日未明にかけて降り続いた激しい雨は、総雨量289.6という昭和47年の豪雨に次ぐ戦後2番目の雨量を記録し、床上浸水28戸、床下浸水280戸、土砂崩れ17カ所、落雷による停電460戸、多数の道路が冠水するという大きな被害を受けました。まもなく梅雨に入ります。続いて台風の季節もやってきます。

今年も、局地的な豪雨がいつ起きるかわかりません。日ごろから災害に対して心構えや準備をしておきましょう。

●最新で正確な情報収集を  
災害が起こった時は、まず自分の命は自分で守るために、正確な情報を得て、冷静に行動しましょう。

●防災行政無線  
市では、災害時に避難情報等を発信する際、市内36カ所に設置した防災行政無線からサイレン(約15秒)を鳴らします。すぐにテレビ等をつけ、市からの情報を確認してください。

●緊急速報メール  
防災行政無線の他に緊急速報メールでも避難情報を配信します。緊急速報メールは、市からの避難情報を携帯に自動配信するサービスです。登録料・受信料は必要ありません。一部、登録の設定が必要な機種がありますので、詳細は各携帯電話会社にご確認ください。

●NHK総合の京都放送局  
を専用し、リモコンの「d」ボタンを押すと、気象情報や河川の水位等を見ることが出来ます。

●防災気象情報として、警報や注意報、土砂災害警戒情報、河川の水位情報が見られます。市内を流れる大谷川、防賀川、木津川の水位がわかります。短時間に激しい雨が降った場合など避難を判断する目安となります。



●みんなが避難しましょう  
単独で避難することは非常に危険です。避難する時は、みんな一緒に行動しましょう。また、高齢者や子ども、障がいのある人たち(要援護者)の避難を手助けし、できるだけ集団で歩いて避難しましょう。歩ける深さの目安は、ひざくらいまでです。長い棒などをつえ代わりにして、安全確認しながら歩きましょう。水深が腰まである場合は、無理に避難せず高所で救助を待ちましょう。

●落ちていて行動しましょう  
大雨が降り浸水している場合もあるので、慎重にあわてて行動すると、お年寄りや子どもなど力の弱い人が危険な目に遭うケースが出てきます。指示に従って落ちていて行動しましょう。

●警戒警報・避難命令などには速やかに従いましょう  
川の増水などは、短期間のうちに一気に危険な状態になったりします。避難命令等には速やかに従いましょう。

●訓練放送で身の安全確保の行動を!  
全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた緊急地震速報を受信した際の行動訓練を実施します。国からの緊急情報を受信し、市の防災行政無線から次の日程で訓練放送が流れます。大地震を想定して、丈夫なテーブル下に隠れる等、身の安全を図る行動をしましょう。  
▽日時 6月28日(金)午前10時15分ごろ  
◆問い合わせ 総務課

●お問い合わせ 福祉総務課

●お問い合わせ 福祉総務課

●お問い合わせ 福祉総務課

●お問い合わせ 福祉総務課

●お問い合わせ 福祉総務課

# 雨水の流出を抑制し、有効利用しませんか?

雨水貯留施設設置助成金  
6月3日から受付開始



雨水の流出を抑制し、有効利用するため、建物の雨どいにつないで雨水を貯める貯留施設(雨水タンク)を設置した場合に助成金を交付します。

雨水タンクを設置する人(賃貸住宅の場合は、所有者の同意を得た人に限る)  
※予算額に達し次第、受付を終了します。

▽要件  
①新たに設置された物であること(すでに設置している場合は対象外)  
②展示または売買(建築物と一体として売買する場合も含む)の用に供するために設置した物ではないこと  
③タンクは、1建築物につき1基のみ  
④タンクの容量は、100㎡以上であること

▽助成金額  
雨水貯留施設「タンク本体+付属品(架台等)」と購入に要する費用(送料)の2分の1に相当する額(消費税込みで、上限は3万円(1千円未満は切り捨て))

※設置工事費、その他諸費用は含みません。

▽受け付け  
下水道課窓口で、申請についての説明の後、必要書類をお渡しします。事前にお越しください。

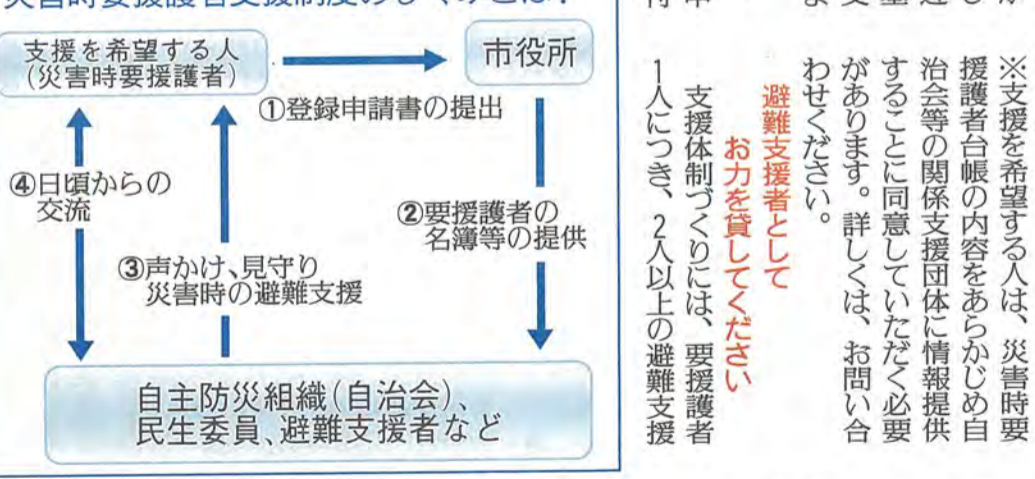
◆問い合わせ 下水道課

# 災害時に避難支援が必要な人は登録を!

市では、災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)に対して、自治会等を中心に地域や近隣の人々の協力と支え合いを基とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

地域の支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の登録の申請をしてください。随時受け付けています。

▽対象となる人  
■次のような在宅の障がい者や高齢者等、災害時に避難に支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人  
・障害者手帳1・2級を所持する人  
・療育手帳Aを所持する人  
・介護保険要介護度3以上の人  
・満75歳以上の高齢者のみの世帯の人  
・その他市長が必要と認められる人



者が必要です。

避難支援者は、災害が起きた時に、要援護者のもとに駆けつけることができる近所の人や地域と一緒に暮らす人たちです。

平成25年3月31日現在、登録者530人のうち避難支援者がいる人は225人で、305人は避難支援者がいない状況です。

災害時に地域で助け合うためには、要援護者の避難支援を行う避難支援者が必要です。

自治会から近隣の要援護者の避難支援者として依頼があれば、ご協力ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

